

令和7年1月29日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

寒河江市長 齋藤 真朗

市町村名 (市町村コード)	寒河江市 (062065)
地域名 (地域内農業集落名)	柴橋地区 (木ノ沢、松川、金谷、中郷、落衣、平塩)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和5年12月12日 (第4回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当該地区は最上川流域の南北に広がる平野部を中心に水稻栽培が行われ、傾斜地を利用して果樹栽培も営まれている地域である。西側が大江町、東南部が中山町と隣接しており、それぞれの町や市内の他地区からの入出作がある。近年、同地区での新規就農者は比較的多いものの、高齢農家も多く、今後の地域農業の維持発展のためには、担い手の育成体制の構築や担い手への農地集積のさらなる推進が必要である。

地域内の田については担い手へ一定の集積がなされているものの、その多くが大区画が進んでおらず、高低差や形状、農道の整備など農作業の効率化が急務であるとともに、後継者が求められており、地域農業の体制強化のために法人化も検討が必要である。また、平野山の一部や平塩地区、中郷地区など山手の農地も抱える地域のため、今後の維持管理や鳥獣害対策等も併せて検討していく必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

基盤整備事業を活用し、大区画化・効率化等を推し進めながら、新規就農者や後継者などの受け入れ・指導・助言など新たな担い手の確保についても取り組んでいくほか、地域内で法人化などを通じて担い手の体制強化を行い地域農業の維持発展を図っていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	472.00 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	472.00 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。
山手の農地に関しては耕作条件の良くない箇所もあるため、今後保全管理も検討する。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用し、出し手と受け手のスムーズなマッチングの調全体制を設けながら、農地の分散を解消することで生産性の向上を図る。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地区の特色を活かしながら、出し手と受け手のマッチングに反映させ集積を図る。担い手の経営意向を優先し、段階的に集約を進めるよう活用を図る。
(3)基盤整備事業への取組方針
不整形な田や大区画化されていない水田等が多く残っており、今後大規模な基盤整備を行いながら担い手のニーズも踏まえ耕作条件を改善していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
上記基盤整備を契機として新たな担い手の呼び込みや、集落営農としての法人化を検討するなど、多様な経営体の育成推進を図る。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
作業受託を担う地区内外の事業者や担い手へ農作業の一部を委託し、作業の効率化を作る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☒ ④輸出	☒ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☐ ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

- ① 熊等をはじめとした鳥獣害対策のため、関係機関と一体となり罠の設置等の対応を実施していく。
- ② 水稻においては特別栽培米など、減薬を通じた付加価値の向上に努める。
- ③ 省力化のために、市・県やその他関団体と連携しながらスマート農業の導入を推進する。
- ④⑤ 水稻だけでなく、さくらんぼをはじめとした果樹のブランド化や面積・品質の維持のため、農地の集約化や離農者からの継承の取組を検討する。果樹については、昨今の気候変動の影響なども鑑み、品種構成を検討し、労力の分散などを図る。一方で、輸出に向けた取組についても引き続き検討していく。
- ⑦ 多面的機能支払い交付金や中山間地域等直接支払制度等の活用により農用地や農道・水路等の適正な保全管理を行う。
- ⑧ 農業振興に資するような農業用施設の整備の検討をしながら、関係者等で協議調整を行う。